

令和2年11月1日

社会福祉法人 石井手保育園 行動計画 (第4回)

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和2年11月1日～令和4年10月31日までの2年

2、内容

目標

- ① 主に育児をしている職員を対象とする取り組みとして出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

(対策) 園行事で案内を出し来園してもらう。その時に子育てがひと

段落したら仕事に復帰する意思があるかを打診する。令和2年11月1日～

- ② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備として、年次有給休暇の取得の促進を行う。

(対策) 令和2年11月1日～年次有給休暇取得の促進を行うことを職員に周知する。